

## 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議の開催について

〔令和4年4月4日〕  
〔内閣総理大臣決裁〕

- 1 ウクライナ情勢に伴う原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするべく、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。なお、公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。

議長	内閣総理大臣
副議長	内閣官房長官
構成員	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
	孤独・孤立対策担当大臣
	経済安全保障担当大臣
	内閣府特命担当大臣（地方創生）
	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
	総務大臣
	法務大臣
	外務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣
環境大臣	

- 3 会議の庶務は、内閣府等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。